

神奈川県リハビリテーション協議会設置要綱

(目 的)

第1条 子供や成人・高齢者とその家族が、可能な限り住み慣れた地域で一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができ、地域においてそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションサービスが円滑に提供されるよう、連携方策や支援体制の整備について、必要な事項を協議するため、神奈川県リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) リハビリテーションに係る課題の調査・検討に関すること。
- (2) リハビリテーション連携推進のための指針の作成・改定に関すること。
- (3) リハビリテーション支援体制の整備に関すること。
- (4) その他リハビリテーションの推進について必要な事項に関すること。

(構 成)

第3条 協議会の委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体・機関及び行政機関の関係者等のうちから選定する。

- 2 委員の任期は令和3年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会長等)

第4条 協議会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会議の座長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときには、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、協議会に構成員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 特定の事項を協議するため、必要に応じ協議会に部会を設けることができる。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部医療課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。